

すさみ町紀州材で建てる住宅支援事業補助金交付要綱

令和4年10月1日

訓令第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、乾燥した紀州材（以下「乾燥紀州材」という。）の生産体制を支援するとともに、乾燥紀州材を使用した良質な木造住宅の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、本要綱に掲げる要件を満たした木造住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、町内に自ら居住するための木造住宅を建築しようとする者とし、補助金交付の対象となる事業は、構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して、専用・併用住宅（建売住宅を除く。）を建築しようとするもの又は構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して既存の住宅の全部又は一部を増改築しようとするもので、補助金の交付を申請する年度の3月末日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とする。

(交付の対象経費及び補助金の限度額)

第3条 補助金交付の対象経費並びに補助金の額の算定方法及び限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助金の額の算定方法及び限度額
構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として、乾燥紀州材を使用するために要する経費	(算定方法) 左記の材積に、1 m ³ 当たり20,000円を乗じた金額 (限度額) 1棟当たり300,000円とする 【リフォーム】 使用面積が20 m ² 以上、工事費が50万円以上で契約書を交わした工事 50,000円の定額補助

(交付申請の様式及び添付書類の様式)

第4条 補助金交付申請書の様式は様式第1号とし、添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業計画書	様式第2号	正1部	別に定める
収支予算書	様式第2号の2（リ フォーム）		
計画平面図	別に定める		
木拾い表（計画）			
付近見取図			

（交付申請の取下げ）

第5条 補助金の交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下げ書（様式第3号）を町長に届け出なければならない。

（実績報告書の添付書類の様式）

第6条 補助事業実績報告書の様式は様式第4号とし、添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、紀州材であることの認証は、別に定める「紀州材認証システムの実施について」（平成15年制定）に準じて行うものとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	様式第5号	正1部	3月末
木拾い表（実績）	別に定める		
紀州材証明書			
平 面 図			
写 真			

（交付決定及び額の確定）

第7条 補助金の交付決定及び補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（現地調査等の協力義務）

第9条 補助金の交付を申請した者は、現地調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

第10条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号に該当するときは、補助金交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金交付の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當なとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定等を取り消した場合においては、当該取り消しにかかる部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(帳簿書類等の調査)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿書類その他の物件の調査をさせることがある。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。